資料２

第1回　行政機関等の個人情報保護制度の在り方に関する研究会 事務局提出資料

～行政機関等における個人情報保護制度の現状等について～

令和８年11月19日

個人情報保護委員会事務局

１．行政機関等における個人情報保護制度の変遷

２．令和３年改正後の制度運用の現状

- 監視、指導・注意喚起等
- 各府省等からの照会・相談対応
- 地方公共団体に対する各種取組・支援

３．DX・AXの進展に伴う変化

- データ連携に向けた取組
- 生成AIの利活用
- AIエージェント

個人情報保護制度のこれまでの経緯

1970年代～　公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※制定

※　電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など
※　個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

1988年（昭和63年）　行政機関電算機個人情報保護法※成立　1990年（平成2年）10月全面施行

※　行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、
プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年）　個人情報保護法等※成立　2005年（平成17年）4月全面施行

平成15年制定法

平成15年改正法

※　その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定
当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）　特定個人情報保護委員会　設置

2015年（平成27年）　個人情報保護法 改正　2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年）　個人情報保護委員会　設置（民間部門の一元化）

2016年（平成28年）　行政機関個人情報保護法等 改正※　2017年（平成29年）5月全面施行

※　行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

３年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の
進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和２年）　個人情報保護法 改正※３年ごと見直し規定に基づく初の改正　**2022年（令和4年）4月全面施行**

令和2年改正法

2021年（令和３年）　個人情報保護制度の官民一元化※　**2022年（令和4年）4月一部施行　2023年（令和5年）4月全面施行**

※　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人の権利利益の適切な
保護と、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進

2026年（令和８年）　個人情報保護法 改正※３年ごと見直し規定に基づく改正　**公布後２年（2028年（令和10年）7月）以内 全面施行**

令和8年改正法

行政機関電算機個人情報保護法（1988～2005年）

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律
（昭和63年法律第95号）

1988（昭和63）年12月	成立
1990（平成２）年10月	施行
2005（平成17）年４月	全部改正（→行政機関等個人情報保護法）

【立法化の経緯・背景】
- 情報化が急速に進展する中、個人情報の利用と電子計算機による処理が拡大。
- 個人情報の不正な処理に起因する個人の権利利益侵害のおそれを除去する観点から、**諸外国において、いわゆる個人情報保護法が逐次制定**。

1970（昭和45）年	ドイツ・ヘッセン州	「データ保護法」採択
1973（昭和48）年	スウェーデン	「データ法」制定
1974（昭和49）年	アメリカ	「プライバシー法」制定
1977（昭和52）年	ドイツ	「データ保護法」制定
1978（昭和53）年	フランス	「データ処理・データファイルおよび個人の自由に関する法律」制定

- 1980（昭和55）年、**OECD「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」採択**。

⇒ **我が国においても、**電子計算機による個人情報の処理が拡大する中、まず、**国の行政機関の保有する個人情報について法制化**。

【内容】
- 国の行政機関において電子計算機により処理されている個人情報が規律の対象。
- 保有の制限や本人からの開示請求などの基本的ルールを規定。

行政機関等個人情報保護法（2005～2022年）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成15年法律第58号）

2003（平成15）年5月　　成立（行政機関電算機個人情報保護法の全部改正）
2005（平成17）年4月　　施行
2022（令和４）年４月　　廃止

【立法化の経緯・背景】

- 電子計算機の普及、インターネットの登場等により、**電子計算機による個人情報の処理は、官民を問わず、ますます一般化、普遍化**。
- それとともに**個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害に対する不安、懸念等が社会問題化**。特に、我が国は世界最先端のIT国家を目指し、関連施策を総合的に展開しており、個人情報の保護を始めとしたセキュリティの確保が不可欠との認識。

【内容】

- 国の全ての行政機関に対して、**旧法が対象とした電子計算機処理に係る個人情報のみならず、行政文書に記録された全ての個人情報（保有個人情報）について、その取扱いを規律**。
- その実効性を確保するため、本人関与の仕組みが設けられ、旧法で認められていた本人情報についての開示請求権に加え、**訂正請求権及び利用停止請求権を新たに創設**。また、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関し第三者機関としての情報公開・個人情報保護審査会によるチェック、行政機関の職員等に対する罰則等を新設。
- 平成28年改正において、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにする**「非識別加工情報」の制度を導入**。

地方公共団体における個人情報保護条例（～2023年）

- 地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、**国の法制化に先立ち、多くの団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。**

【初期の条例制定例】

➢ 電子計算機処理に係るもの

1975（昭和50）年3月	東京都国立市	「国立市電子計算組織の運営に関する条例」制定 ※全国初

➢ 個人情報全般に係るもの

1984（昭和59）年7月	福岡県春日市	「春日市個人情報保護条例」制定
1985（昭和60）年3月	大阪府島本町	「島本町個人情報保護条例」制定
1985（昭和60）年6月	神奈川県川崎市	「川崎市個人情報保護条例」制定　※政令市として初
1990（平成２）年3月	神奈川県	「神奈川県個人情報保護条例」　※都道府県として初

- **個人情報保護対策に係る条例**は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、**全ての団体で制定**されていた。

✓ 団体によって**個人情報の定義にバラつき**があり（例：個人情報に死者情報を含めている等）、**オンライン結合※による個人情報の外部提供制限に係る規定を設けている団体も多かった**。

※　団体Aが管理する電子計算機と団体A以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、団体Aの保有個人情報を団体A以外の者が随時入手し得る状態にする方法のことをいう。

✓ また、多くの団体で、**条例に基づく個別事案の運用に関し意見を述べる機能を審議会等に付与していた**。（要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限等）

個人情報保護制度の官民一元化①：令和３年改正法の背景

１．新たに**「デジタル庁」を創設**し、**国や地方のデジタル業務改革を強力に推進**していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避**。

⇒ **個人情報等の適正な取扱いに万全を期す**ため、**独立規制機関である個人情報保護委員会**が、**公的部門を含め、一元的に監視・監督**する体制の確立が必要。

２．デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を越えたデータ利活用が活発化**。

⇒ データ利活用の支障となり得る**法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

＜不均衡・不整合の例＞

- 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる**（いわゆる「2000個問題」）**

３．国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

個人情報保護制度の官民一元化②：令和３年改正法の全体像

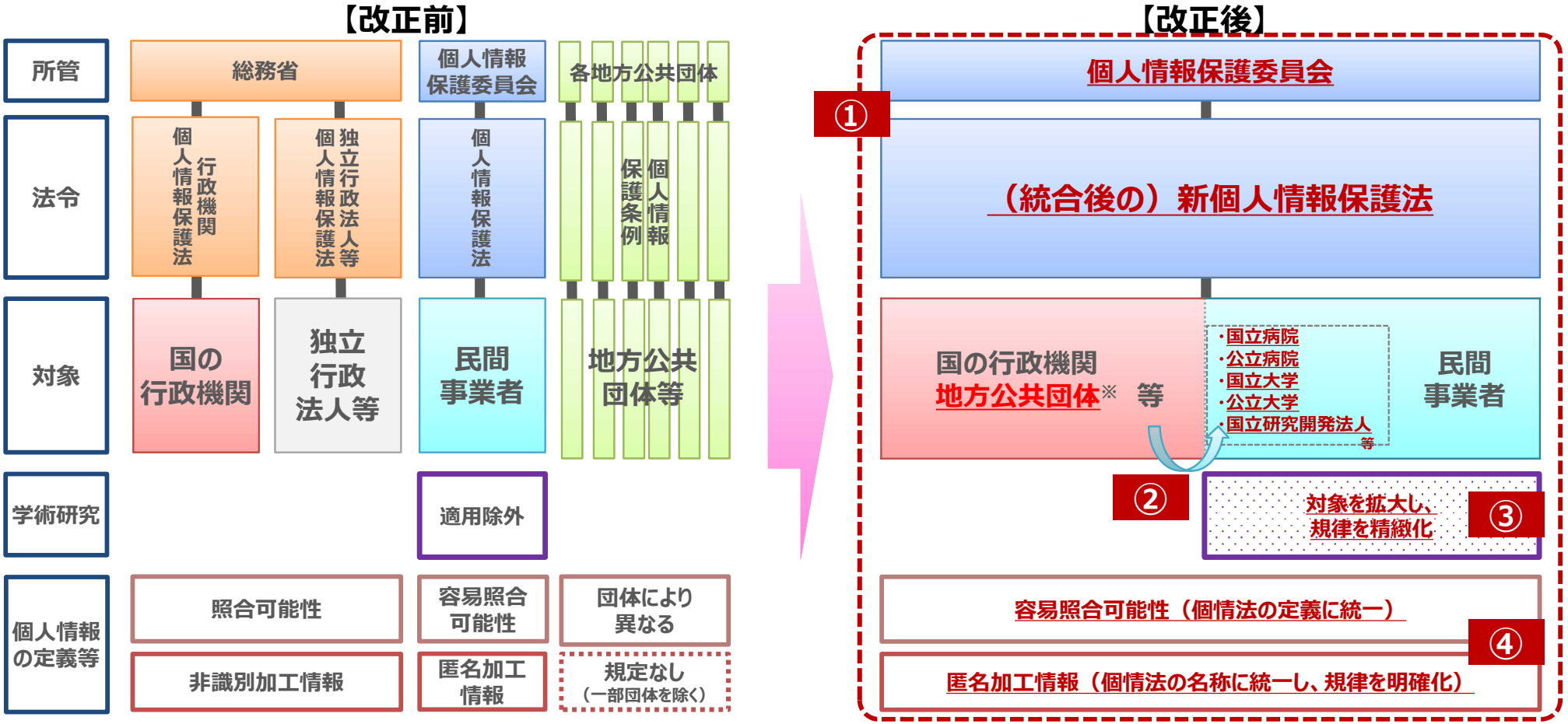
（令和5年4月施行）

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**３本の法律を１本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用**し、**義務ごとの例外規定として精緻化**。

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

個人情報保護制度の官民一元化③：地方公共団体に係る改正概要

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1　社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「２０００個問題」
①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
等への問題提起がなされている

2　個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

例）・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

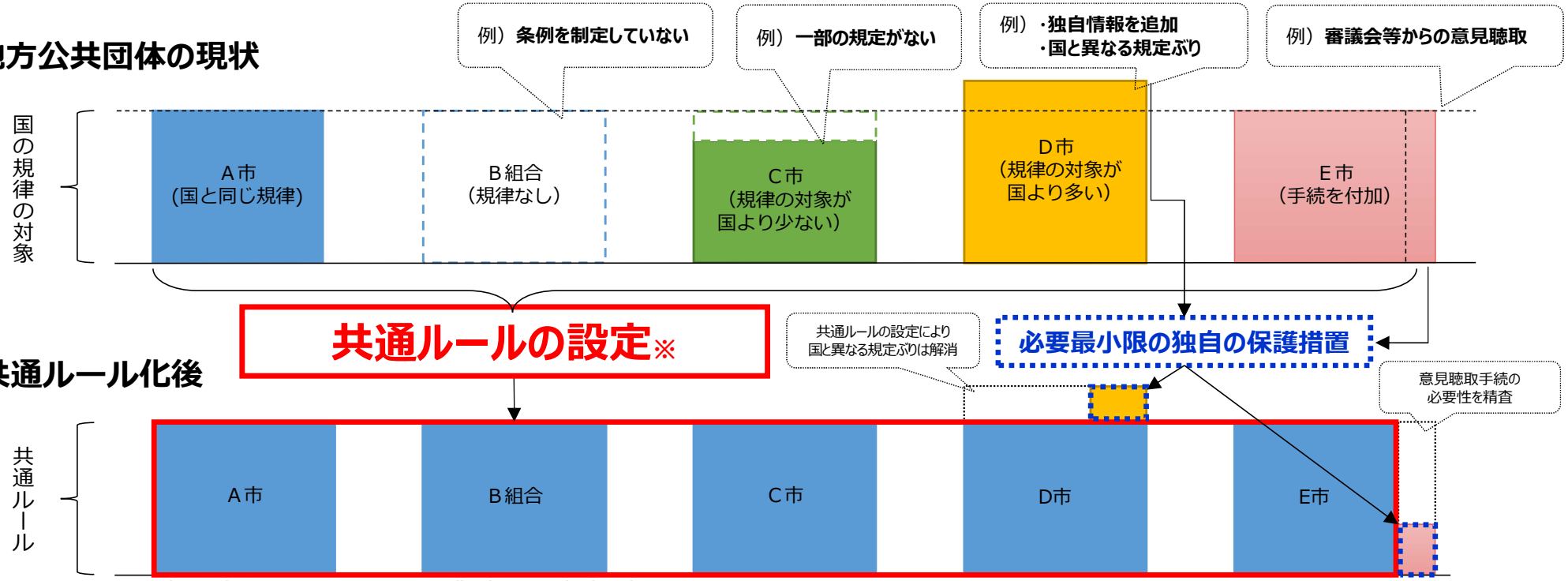
○　「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定

○　法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

○　その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容　⇒条例を個人情報保護委員会に届出

例）・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

【参考】令和３年改正法における地方公共団体に係る改正事項①

① 適用対象

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用

※　④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- 個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用

例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- 個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用

例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用

※　引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

【参考】令和３年改正法における地方公共団体に係る改正事項②

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- 匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用

※ ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能

例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- 施行期日は、令和５年４月１日とする
- 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定　例：手数料、処理期間等
- 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

⑨ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【参考】令和8年改正法：行政機関等に係る改正事項の概要

１．適正なデータ利活用の推進

● 統計作成等を目的とする場合の特例

個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成※にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。　※　統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

２．リスクに適切に対応した規律

● 漏えい等発生時の本人への通知

漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。

● 取扱いの委託を受けた個人情報に係る義務

データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。

● 十六歳未満の者の個人情報等に係る規律

16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

３．不適正利用等防止

● 連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止

個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。

４．規律遵守の実効性確保のための規律

● 罰則

個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について、加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げる。また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。

施行期日　原則として公布の日から起算して２年を超えない範囲内　※　令和8年改正法の公布日は令和8年7月17日

１．行政機関等における個人情報保護制度の変遷

２．令和３年改正後の制度運用の現状

- 監視、指導・注意喚起等
- 各府省等からの照会・相談対応
- 地方公共団体に対する各種取組・支援

３．DX・AXの進展に伴う変化

- データ連携に向けた取組
- 生成AIの利活用
- AIエージェント

個人情報保護委員会における主な取組

監視、 指導・注意喚起等	・ 計画的な実地調査 【R７:51機関（R６:56機関）】 ・ 漏えい等報告の受理 【R７:2,278件（R６:1,951件）】 ・ 指導及び助言 【R7:194件（R6:172件）】 ・ 注意喚起の発出　 等
各府省等からの 照会・相談対応等	・ 「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」の策定・公表（令和４年５月） ・ 「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」の策定・公表（令和７年５月） ・ 上記原則等も踏まえた各種照会・相談対応
地方公共団体に 対する各種取組・支援	・ 法令照会・相談対応 ・ ガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aの見直し ・ 地方公共団体職員向け研修会の実施 ・ 教育コンテンツの提供等 ・ 調査・ヒアリング等の実施による制度利用実態の把握

行政機関等への実地調査・立入検査

○ 個人情報保護委員会においては、行政機関等における個人情報等の取扱いに関し、毎年度、法に基づく計画的な実地調査・立入検査を実施。
○ 不備事項として、「教育研修」、「ログの分析」、「監査」が挙げられている。

計画的・定期的な実地調査・立入検査の結果（調査項目別・上位3項目）

※ 令和７年度実績。（）内は不備事項が認められた割合。

順位	実地調査（個人情報）	立入検査（マイナンバー）
1	教育研修（90%）	ログの分析（87%）
2	ログの分析（88%）	教育研修（82%）
3	監査（81%）	監査（74%）

調査項目別の不備内容（不備捕捉の頻度が高いものを抜粋）

- ●教育研修　：未実施の研修がある
  受講状況の未把握又は一部の職員が未受講
  研修内容が不十分　等
- ●ログの分析：ログ分析未実施　等
- ●監査　　：監査の未実施
  監査対象課の不足（一部の課）　等

（出典）個人情報保護委員会「個人情報・マイナンバーの適正な取扱いの徹底について（通知）」

行政機関等における漏えい等報告の処理状況①

- 行政機関等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める報告対象事態に該当する場合、個人情報保護委員会への漏えい等報告が必要であり、その件数は以下のとおり。

行政機関等に係る漏えい等報告の件数

（単位：件）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合　計	114	1,159	1,951	2,278
国の行政機関等	114	162	221	248
地方公共団体等	―	997	1,730	2,030

- 本人数が１人であっても報告義務がある要配慮個人情報を含む保有個人情報の件数が大半である。

報告義務該当事由別の件数（令和７年度）

	計	要配慮個人情報を含む	財産的被害が生じるおそれ	不正の目的をもって行われたおそれ	本人数100人超	条例要配慮個人情報を含む
国の行政機関等	248件 (100%)	161件 (64.9%)	2件 (0.8%)	38件 (15.3%)	76件 (30.6%)	- (-)
地方公共団体等	2,030件 (100%)	1,505件 (74.1%)	22件 (1.1%)	288件 (14.2%)	506件 (24.9%)	0件 (0.0%)

※　一つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

- 漏えい等した情報の形態は、「紙媒体のみ」が最も多く、次いで、「電子媒体のみ」が多い。

漏えいした情報の形態別の件数（令和７年度）

	計	電子媒体のみ	紙媒体のみ	電子・紙媒体	その他
国の行政機関等	248件 (100%)	78件 (31.5%)	151件 (60.9%)	3件 (1.2%)	16件 (6.4%)
地方公共団体等	2,030件 (100%)	532件 (26.2%)	1,382件 (68.1%)	10件 (0.5%)	106件 (5.2%)

（出典）個人情報保護委員会「令和７年度年次報告」

行政機関等における漏えい等報告の処理状況②

- 漏えい等の原因は、行政機関全体としては「誤送付」が最も多い。うち、地方公共団体等についてみると、「誤送付」に加えて「紛失」による漏えい等も多く見受けられる。
- 行政機関等からの委託先による漏えい等の原因は「不正アクセス」が最も多い。

漏えい等元及び漏えい等原因別の件数（令和７年度）

	漏えい等元	計	誤交付	誤送付	誤廃棄	紛失	盗難	内部不正	不正アクセス	その他
国の行政機関等	報告者	202件 (81.5%)	12件 (4.8%)	64件 (25.8%)	13件 (5.2%)	30件 (12.1%)	2件 (0.8%)	5件 (2.0%)	4件 (1.6%)	72件 (29.0%)
	委託先	33件 (13.3%)	1件 (0.4%)	8件 (3.2%)	1件 (0.4%)	1件 (0.4%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	20件 (8.1%)	2件 (0.8%)
	不明	13件 (5.2%)	0件 (0.0%)	3件 (1.2%)	0件 (0.0%)	3件 (1.2%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	2件 (0.8%)	5件 (2.0%)
地方公共団体等	報告者	1,506件 (74.2%)	210件 (10.3%)	434件 (21.4%)	108件 (5.3%)	435件 (21.4%)	13件 (0.6%)	20件 (1.0%)	9件 (0.4%)	277件 (13.6%)
	委託先	427件 (21.0%)	22件 (1.1%)	85件 (4.2%)	7件 (0.3%)	55件 (2.7%)	3件 (0.1%)	2件 (0.1%)	196件 (9.7%)	57件 (2.8%)
	不明	97件 (4.8%)	0件 (0.0%)	3件 (0.1%)	3件 (0.1%)	38件 (1.9%)	3件 (0.1%)	0件 (0.0%)	21件 (1.1%)	29件 (1.5%)

（出典）個人情報保護委員会「令和７年度年次報告」

- 個人情報保護委員会では、漏えい等報告の内容を踏まえ、以下のような対応を実施。
  - 関係する法令やガイドラインを説明しつつ、発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないようアドバイス等を実施
  - 本人通知義務を履行させるなどの対応を実施
  - 特に、不正アクセス事案の場合には、必要に応じて、不正アクセスの原因や被害範囲などの調査方法について、一般的な説明や情報提供、アドバイスを実施

（出典）個人情報保護委員会「令和８年度第１四半期における漏えい等報告の処理状況」

行政機関等に対する注意喚起等（主な事例）

Ｒ５年度

- 生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について（令和５年６月２日 ）

Ｒ６年度

- レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起（地方公共団体向け）（令和６年12月25日）

Ｒ７年度

- 学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について（注意喚起）（令和７年６月25日）

Ｒ８年度

- レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起（行政機関等匿名加工情報の利用・提供について）（令和８年８月19日）
- ＫＤＤＩ株式会社及びインターネットサービスプロバイダに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応並びにメールサービス利用者に対する注意喚起について（令和８年８月19日 ）

「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」（令和４年５月）

○　令和４年５月、個人情報保護委員会は、**国の行政機関が個人情報等の取扱いに関係する政策※を企画立案・実施**するにあたり、当該政策目的の実現と、個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための**基本的な視座として、７つの原則を提示**。

※　例えば、法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等の政策が挙げられる。

○　令和７年５月には、各府省等の担当者による円滑な企画立案等に資するよう、各原則の意味するところや留意点に関する具体例等を盛り込んだ**「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」を策定・公表**している。

【７つの基本原則】

１．個人情報等の取扱いの必要性・相当性

２．個人情報等の取扱いに関する適法性

３．個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

４．個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

５．個人情報等の取扱いの安全性

６．個人情報等に係る本人関与の実効性

７．個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

【参考】個人情報の取扱いに係る政策立案・実施時の「７つの原則」の概要

1.個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的の実現のため、個人情報等の取扱いは必要か。
- 個人情法等の取扱いは、政策目的に照らし、必要最小限の範囲内で相当なものか。

2.個人情報等の取扱いに関する適法性

- 政策目的実現のための個人情報等の取扱いは、個人情報保護法による規律で対応可能か。
  ～　個人情報保護法では対応不可又は不十分な場合は、新規立法含め、他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。
- 既存の法令等を根拠とする場合、個人情報等の取扱いは当該法令等の想定している範囲内であるか。

3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、できる限り特定されており、政策目的と関連するものとなっているか。
- 個人情報等について、違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されることはないか。

4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 取り扱われる個人情報等の範囲、個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延は明確か。
  ～　政策分野特有の事情に照らし、新規立法含め、他法令等による規律適用の必要性を検討することが重要。

5.個人情報等の取扱いの安全性

- 個人情報等の漏えい等により本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な安全管理措置を講じているか。
  ～　個人情報等の性質や量、個人情法等の取扱いプロセス等に起因するリスクに応じて対応することが重要。
  ～　政策分野特有の事情に照らし、新規立法含め、他法令等に基づく措置の必要性を検討することが重要。

6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 個人情報等に係る本人が関与できる仕組み（通知、公表、同意取得、利用停止、苦情書誌等）があるか。
  ～　政策分野特有の事情に照らし、新規立法含め、他法令等による対応の必要性を検討することが重要。
  その際、政策目的の達成に支障を生じさせない範囲内においてできる限り本人関与を可能とすることが望ましい。

7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事業の設計段階からプライバシーを含む個人の権利利益の保護を組み込むなど、「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方を踏まえたデータガバナンス体制を構築しているか。
- 個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たしているか。

地方公共団体に対する各種取組・支援の概要

○　個人情報保護委員会においては、令和３年改正法により新たに全国的な共通ルールが適用されることとなった地方公共団体の実情も鑑み、地方公共団体における改正法の円滑な施行や、個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の取組・支援を実施している。

法令照会・相談対応	・　地方公共団体等から寄せられる法解釈を始めとした各種照会・相談に対応。 【Ｒ５:2,048件　Ｒ６:979件　Ｒ７:1,260件】
ガイドライン、事務対応ガイド Q&Aの見直し	・　地方公共団体等のニーズや法令照会・相談対応の動向等を踏まえ、適時、ガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aを更新し、制度運用に有用な情報を提供。
地方公共団体職員向け 研修の実施 教育コンテンツの作成・提供	・　地方公共団体職員向けに実務に即したグループ討議を中心とした研修を実施。【Ｒ７:16都道府県で実施】 ・　研修等で活用可能な教育コンテンツの作成・提供。
調査・ヒアリング等を通じた 制度運用実態の把握	・　毎年度、地方公共団体における制度運用に関する実態や課題等を把握すべく、調査・ヒアリング等を実施。結果は地方公共団体にも共有。

法令照会・相談対応の状況

○　地方公共団体を含む行政機関等から寄せられる法令照会・相談件数は、令和３年改正法施行当初は2,000件超と内容も多岐に渡っていたが、令和６年度以降は1,000件前後となっている。

令和５年度（施行当初）

照会・相談への回答件数

2,048件（令和５年４月１日～令和６年３月31日）

主な照会・相談内容

・保有個人情報の利用・提供に関するもの　・開示請求等における手続に関するもの　・開示請求等における本人確認書類等に関するもの
・行政機関等匿名加工情報に関するもの　・個人情報や保有個人情報などの定義に関するもの　・個人情報ファイル簿の作成に関するもの
・民間規律のQ&Aに関するもの

令和６年度

照会・相談への回答件数

979件（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

主な照会・相談内容

・保有個人情報の利用・提供に関するもの　・開示請求等における手続に関するもの　・開示請求等における本人確認書類等に関するもの
・行政機関等匿名加工情報に関するもの

令和7年度

照会・相談への回答件数

1,260件（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

主な照会・相談内容

・保有個人情報の利用・提供に関するもの　・開示請求等における手続に関するもの
・開示請求等における本人確認書類等に関するもの

地方公共団体からの法令照会・相談の内容（令和7年度）

○　令和７年度の法令照会・相談件数のうち、地方公共団体から寄せられたものは1,030件。
○　内訳をみると、個人情報等の取扱いや開示請求等に関するものが多く、特に、目的外利用・提供に関する照会・相談が数多く寄せられている。

【地方公共団体からの法令照会・相談の内訳（令和７年度）】

分類項目	件数
1．適用対象	6件
2．定義等	51件
3．**個人情報等の取扱い** 利用目的の特定、目的外利用・提供、安全管理措置等	**418件**
4．個人情報ファイル	26件
5．開示、訂正及び利用停止	412件
6．行政機関等匿名加工情報制度	58件
7．その他	59件
合計	1,030件

「3．個人情報等の取扱い」の内訳

条文	件数
第27条（第三者提供制限）	30件
第61条（個人情報の保有の制限等） ※　利用目的の特定、変更等	41件
第66条（安全管理措置）	50件
第68条（漏えい等の報告等）	18件
第69条（目的外利用・提供）	**212件**
その他	67件
合計	418件

・　法第69条（目的外利用・提供）に係る法令照会・相談212件のうち、同条第２項各号への該当性判断に係るものが３割程度。その他、同条の全般的な解釈を問うものや同条第１項に規定する「法令に基づく場合」への該当性に係るものがある。

「５．開示、訂正及び利用停止」の内訳

・「開示、訂正及び利用停止」に係る照会・相談としては、開示・不開示の該当性に関するものが多数。

【参考】地方公共団体からの法令照会・相談事例（利用目的関係）

- **市が保有している町内会名簿を社会福祉協議会へ提供したい**が、当該提供は利用目的外の提供となり、かつ、恒常的に行われるものに該当すると考えるため、利用目的の変更を検討している。社会福祉協議会への本件提供を、市の所掌事務や業務を遂行するため必要であると整理できるかという点と、元々の利用目的と**「相当の関連性」があると整理できるかという点に苦慮**している。

- 過去、**国の給付金事業の際に取得した住民の口座情報を自治体の物価高騰対策事業に活用したい**。口座情報の利用に当たって本人の同意を得るため、同意書の郵送に際し、物価高騰対策事業の際に取得した住所情報を利用したいが、**本件利用は目的外利用に該当するか**。

- 非課税世帯向けに現物給付事業を検討しており、**税務部局と子育て部局で非課税世帯情報をやり取りする運用**は、**法第69条第２項の目的外利用に該当するか**。

- **市が運営委託している事業者の職員による特定事案に関し、県から事実関係の照会があり**、当該職員の個人情報を含む内容の回答を求められているが、本件照会が「法令に基づく場合」でない場合は、法第69条第２項の**目的外提供を検討することになるのか**。

- **福祉事業を実施する団体への助成に際し、同団体に市が保有する敬老事業対象者の名簿を提供したい**が、本件提供は、助成事業の内容を踏まえると「提供を受ける側の事務が緊急を要すること（事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-2⑵）」に当たらないと考えられ、**「特別な理由」への該当性整理に苦慮している**。

【参考】地方公共団体における目的外利用・提供の状況（令和６年度）

○ 「施行状況調査」※によれば、令和６年度において、地方公共団体が個人情報保護法第69条第２項第２号～第４号に基づき目的外利用・提供した件数は約1.5万件。
○ そのうち、第２号に基づく地方公共団体の機関内部の目的外利用が約７割を占める。

※ 施行状況調査とは、個人情報保護法第165条に基づき毎年実施しているもの。法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的としている。

個人情報ファイルの法第69条に基づく利用目的以外の利用・提供等の状況（令和６年度）

（単位：ファイル）

区分	行政機関	独立行政法人等	地方公共団体の機関	地方独立行政法人
個別の法令に基づく場合（法第69条第１項）	2,918	94	12,083	0
法定の要件を満たす場合※（法第69条第２項第２号～第４号）	610	17	14,902	0
①行政機関等の内部で利用することに相当の理由のある場合（法第69条第２項第２号）	56	0	10,263	0
②他の行政機関等に提供することに相当の理由のある場合（法第69条第２項第３号）	560	10	5,784	0
③本人の利益や社会公共の利益のための提供など特別の理由のある場合（法第69条第２項第４号）	59	7	1,380	0

※ 一つの個人情報ファイルについて、①～③のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、表中①～③の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない。

（出典）個人情報保護委員会「令和６年度施行状況調査（令和７年度実施）」

ガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aの見直し（令和7年12月）

○　地方公共団体から利用目的や目的外利用に関する照会・相談が数多く寄せられている状況も踏まえ、令和７年12月、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」等を改正。

○　利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用・提供をすることができる**「相当の理由があるとき」（法第69条第２項第２号及び第３号）の判断基準を明確化**するとともに、**「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例等を追加**。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)】 ※「相当の理由」の判断基準を明確化

○5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

「（略）相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性、利用の必要性、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。（略）」

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)】 ※「相当の理由」に関する下記事例を追加

○4-5-2(2)（法第69条第２項第２号「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例）

「事例１）流行している新感染症に係るワクチンの優先接種対象者に対して接種券を送付するために、障害福祉課が管理する障害者手帳等の所持者情報（氏名、住所、生年月日、宛名番号）を、健康推進課が利用する場合」等

（その他、**4-5-2(3)**（法第69条第２項第３号「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例）、**4-5-2(4)**（法第69条第２項第４号「特別の理由があるとき」に該当すると考えられる事例）を追加）

【個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)】 ※利用目的に関する下記Q&Aを追加

○Q3-2-4※　法第62条では、「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、（略）あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とあるが、通話による音声データを録音する場合には、あらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならないのか。

※改正により現在ではQ3-2-6

【参考】ガイドライン等の主な改正履歴

	ガイドライン	事務対応ガイド	Q&A
R4.1.7	**公表**　デジタル社会形成整備法*第50条による個情法改正分＝行政機関及び独立行政法人等に関する規律分反映　※R4.4施行分		
R4.2.4		**公表** デジタル社会形成整備法第50条による個情法改正分＝行政機関及び独立行政法人等に関する規律分反映　※R4.4施行分	
R4.4.28	**改正** デジタル社会形成整備法第51条による個情法改正分＝地方公共団体に関する規律分反映　※R5.4施行分		
R4.10.7		**自治体への照会回答を踏まえ改正** 「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」文言修正　等	
R6.3.26			**自治体からの照会事例を踏まえ改正** ・死者に関する情報の開示について ・民生委員・児童委員への個人情報提供について　等）
R7.12.12	**改正** 「相当の理由」の判断基準についての記載の追加	**改正** ・「相当の理由」の判断基準についての記載の追加 ・「相当の理由があるとき」及び「特別の理由があるとき」に該当すると考えられる事例の追加	**自治体からの照会事例を踏まえ改正** ・個人情報ファイル簿の備付けの方法について ・評価や判断の内容についての開示請求について　等）
R8.4.1		**調査研究等を踏まえた改正** 行政機関匿名加工情報の提案募集制度に関する記載の明確化	**調査研究等を踏まえた改正** ・統計情報の作成を利用目的として特定する必要がない旨の明記 ・行政機関匿名加工情報の提案募集制度に関する記載の追加　等）
R8.11.2		**自治体への照会回答を踏まえ改正** ・「本人の同意」についての記載の追加 ・開示請求における復代理人の記載の追加	**自治体からの照会事例を踏まえ改正** ・行政機関の施設に設置された防犯カメラに関する個人情報の取扱いの留意点 ・「本人の同意」に関する記載の追加 ・開示請求に関する記載の追加　等）

*デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）

地方公共団体職員向け研修の実施

○　地方公共団体においては、令和３年改正法の施行後、全国的な共通ルール（個人情報保護法）に基づき、各団体が実施する事業における個人情報の取扱いの判断等を行うことが求められることとなった。また、**個人情報の取扱いを巡る課題は、より具体化かつ深化・多様化**しており、各団体から、研修機会や研修資料の提供に係る要望が寄せられている。

○　個人情報保護委員会においては、地方公共団体への支援の一環として、**個人情報保護制度に関する地方公共団体担当者研修会（実務に即した形でのグループ討議形式）を開催**している。

➢ 研修会開催の意義

地方公共団体の参加者

・個人情報保護に関する知識・意識のかん養
・現場で直面する課題解決へのヒント
・他団体職員との横の繋がりの構築

個人情報保護委員会

・現場が直面する課題の把握・発掘
・地方公共団体との「顔の見える関係」の醸成

➢ テーマ（例）：利用目的以外の目的で個人情報を利用する場合の対応、開示請求対応　など

➢ 開催実績

- 令和６年度：８団体
- 令和７年度：15団体
- 令和８年度：16団体（予定）

※　各都道府県単位で開催。各都道府県及び市区町村の個人情報保護制度担当者が参加。
※　対面方式による開催を基本としているが、状況等に応じてオンライン方式で開催することもある。

調査・ヒアリング等を通じた制度運用実態の把握

○　地方公共団体等における制度運用に関する実態や課題等を把握すべく、毎年度、特定のテーマについて、調査・ヒアリング等を実施。
○　結果については地方公共団体に共有し、各主体における実務の参考としてもらうとともに、今後の制度の在り方に関する議論・検討等の基礎資料として扱うこととしている。

R5年度

行政機関等における個人情報保護法に基づく個人情報ファイルの管理状況等に係る調査

行政機関等を対象に、目的外利用及び目的外提供のプロセス、個人情報ファイルの管理方法、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況等について、アンケート調査及びヒアリング調査を実施。

R6年度

行政機関等における個人情報保護法の運用状況等に係る調査

行政機関等を対象に、個人情報ファイル簿の作成・公表状況の調査及び個人情報ファイル簿の記載事項・記載内容の比較分析を実施。個人情報ファイル簿の作成・公表及び個人情報の取扱いの委託に係る業務の実情、工夫及び課題に関し、ヒアリング調査を実施。

R7年度

地方公共団体における行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等の事務に係る調査研究

地方公共団体を対象に、行政機関等匿名加工情報制度に係る提案の募集方法、審査基準、手数料、加工方法や提供実績等について、ヒアリング調査を実施。また、情報加工業務の受託実績を有する事業者に対しても、その実情や課題について、ヒアリング調査を実施。

R8年度

行政データの利活用に向けた個人情報保護制度の在り方の検討に関する調査研究

行政機関等を対象に、利用目的変更、目的外利用及び目的外提供、行政機関等匿名加工情報制度等に係る業務の実情や支障事例等について、書面調査及びヒアリング調査を実施。

【参考】令和7年度調査　～行政機関等匿名加工情報制度の利用実態

○　行政機関等（計3,681団体）において、令和６年度に行政機関等匿名加工情報制度に基づく提案がなされたのは30件、そのうち実際に契約締結に至ったのは４件となっており、本制度の利用は低調な状況。

区分 ※対象期間： 令和６年４月１日～ 令和７年３月31日	提案募集の対象となったファイル数	提案の件数					
			審査結果が適合となった件数			審査が翌年度に持ち越しとなった件数	審査結果が不適合となった件数
				契約締結に至った件数	契約締結に至らなかった件数		
行政機関 （51機関）	695	0	0	0	0	0	0
独立行政法人等 （190法人）	1,668	0	0	0	0	0	0
地方公共団体の機関 （3,275団体）	9,368	30	10	4	6	16	1
地方独立行政法人 （165法人）	0	0	0	0	0	0	0
計	11,731	30	10	4	6	16	1

（出典）個人情報保護委員会　令和６年度施行状況調査（令和７年度実施）

【参考】令和7年度調査～行政機関等匿名加工情報制度の具体的な課題

○　行政機関や提案者からは以下のような課題が挙げられた。

【行政機関等の視点からの課題】

・都道府県及び指定都市は提案募集が義務、それ以外の市町村・地方公共団体等は「当分の間は任意」とされており、**制度の適用に差異**がある。

・**提案募集から提供に至るまでの期間の長期化**。特に加工作業には専門的な外部委託（加工事業者）が必要なケースが多く、委託手続・加工期間が加わると更に長期化する傾向がある。

・**加工作業に係る予算・体制の不足**。匿名加工は専門的技術を要するため、多くの自治体は外部の加工事業者に委託せざるを得ないが、加工事業者への委託料をどのように積算するかの標準的な手法が確立されていない。また、当初予算を基本的に計上しないとする団体においては、年度内に委託が必要となった場合に補正予算や流用を行う必要がある。

・手作業（マニュアル処理）の個人情報ファイルや加工のために情報システムの長期運用停止が必要なものは対象外。

【提案者の視点からの課題】

・審査基準、審査体制及び手数料は、各自治体がそれぞれ設定するため自治体間でばらつきが生じている。

・**個人情報ファイルの具体的な内容**（含まれる情報項目、本人数の規模等）**を正確に把握しないまま提案を行わなければならない場合がある**。

１．行政機関等における個人情報保護制度の変遷

２．令和３年改正後の制度運用の現状

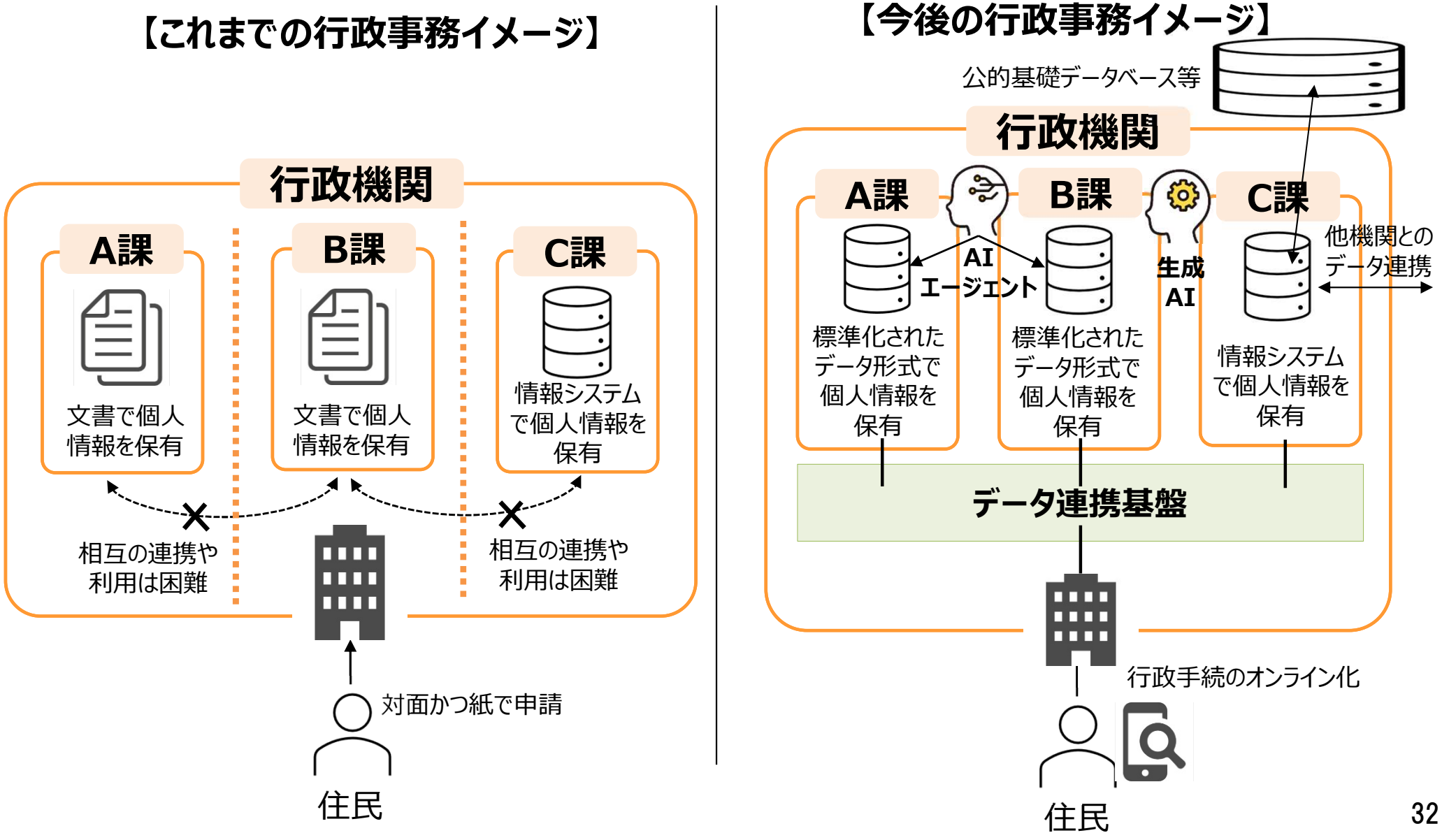
- 監視、指導・注意喚起等
- 各府省等からの照会・相談対応
- 地方公共団体に対する各種取組・支援

３．DX・AXの進展に伴う変化

- データ連携に向けた取組
- 生成AIの利活用
- AIエージェント

行政事務の変化（イメージ）

○　行政機関等における個人情報の取扱いは、各部署が個別に利用・保有する、いわゆる縦割り型の運用が一般的。今後、DX・AXの進展に伴い、特定の部署や機関を超えたデータ連携や業務横断的なAI活用がますます進むことが想定される。

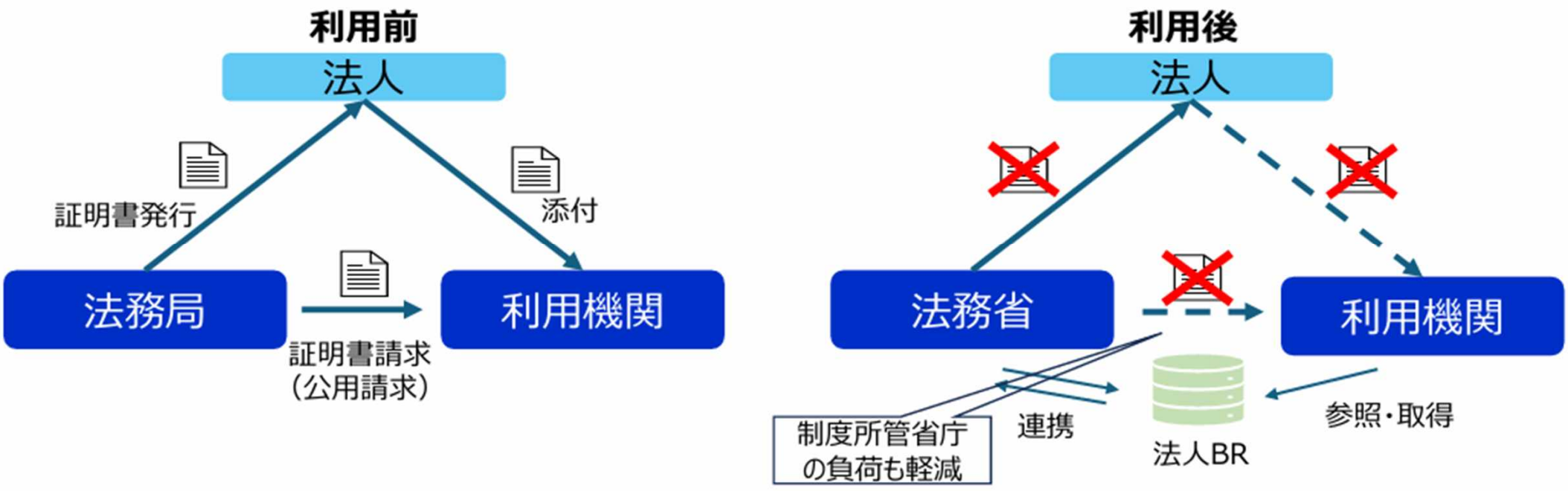


データ連携に向けた取組①：法人ベース・レジストリ

○　**ベース・レジストリ**は、**制度横断で多数の手続等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータで構成されたデータベース**であって、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するもの。

○　このうち、法人ベース・レジストリは令和８年６月に商業・法人に係る登記情報の提供を開始した。登記事項証明書（商業・法人）の添付省略等を可能としており、証明書を取得する国民の負担軽減や、申請等を受け付ける行政機関等の職員の事務効率化が期待される。

【法人ベース・レジストリの利用イメージ】



（出典）デジタル庁「ベース・レジストリ推進有識者会合（第5回）」資料2「法人ベース・レジストリの今後の在り方について」

データ連携に向けた取組①：ベース・レジストリ

○　ベース・レジストリの整備に際しては、保有個人情報に関する利用目的の特定・変更が実施されている。

参考　法人ベース・レジストリにおける個人情報の取扱い

- 法務省において利用目的の変更を実施し、デジタル庁において新たに個人情報ファイル簿を策定。

＜法務省における利用目的の変更＞
以下の記載を追加。

公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、ベース・レジストリの整備のために、デジタル庁への登記情報の提供を行う

＜デジタル庁における利用目的の特定＞
以下のとおり特定。

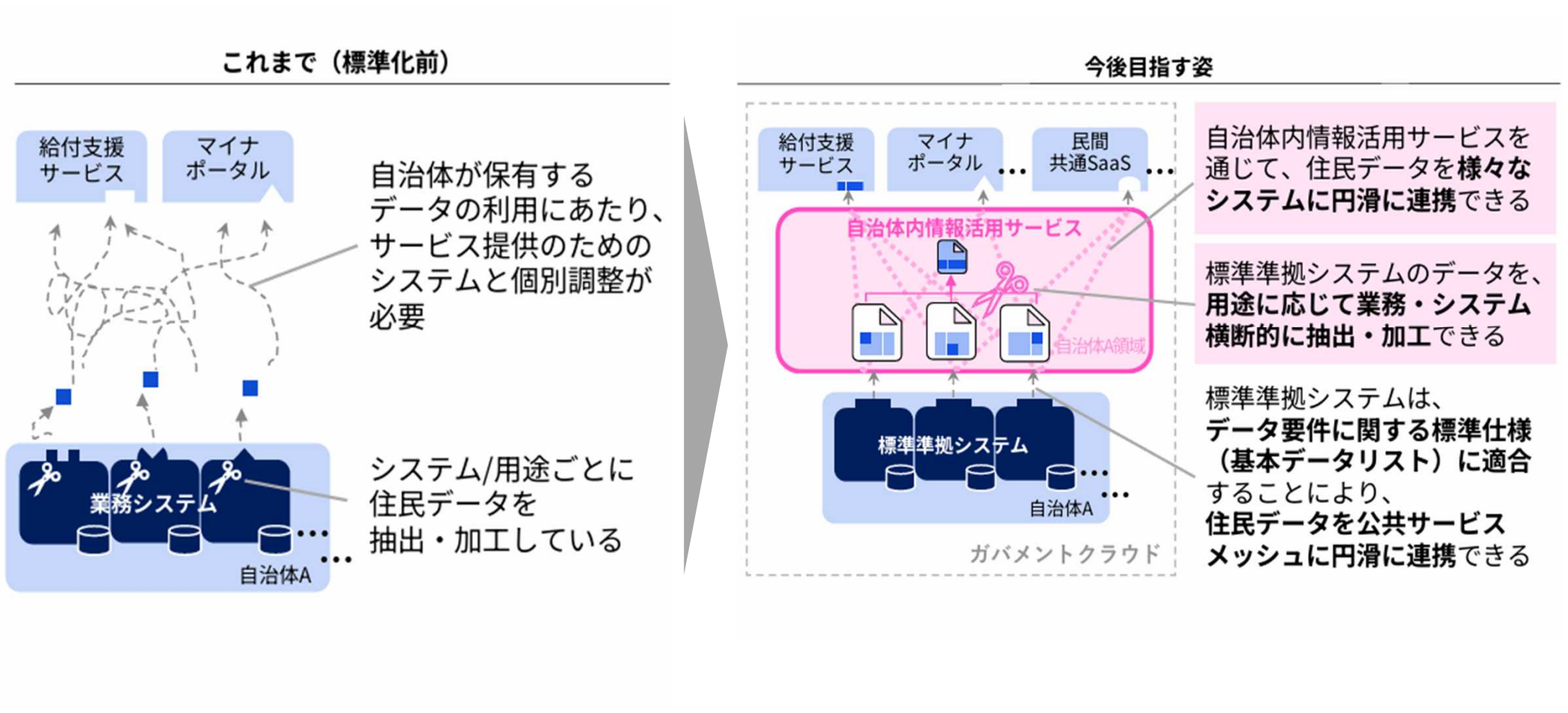
公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善のために行政機関等に提供を行う。



（出典）デジタル庁「ベース・レジストリ推進有識者会合（第4回）」資料2「法人ベース・レジストリの計画策定以降の検討状況について」

データ連携に向けた取組②：自治体内情報活用サービス（公共サービスメッシュ）

○　自治体における業務・行政サービスの実施にあたり、自治体保有の住民データを業務・システム横断的に抽出・加工することに加え、標準準拠システムとフロントサービスとを連携し、**住民データの円滑な活用を可能にするデータ連携基盤である公共サービスメッシュ（自治体内情報活用サービス）**の実証が進行中。

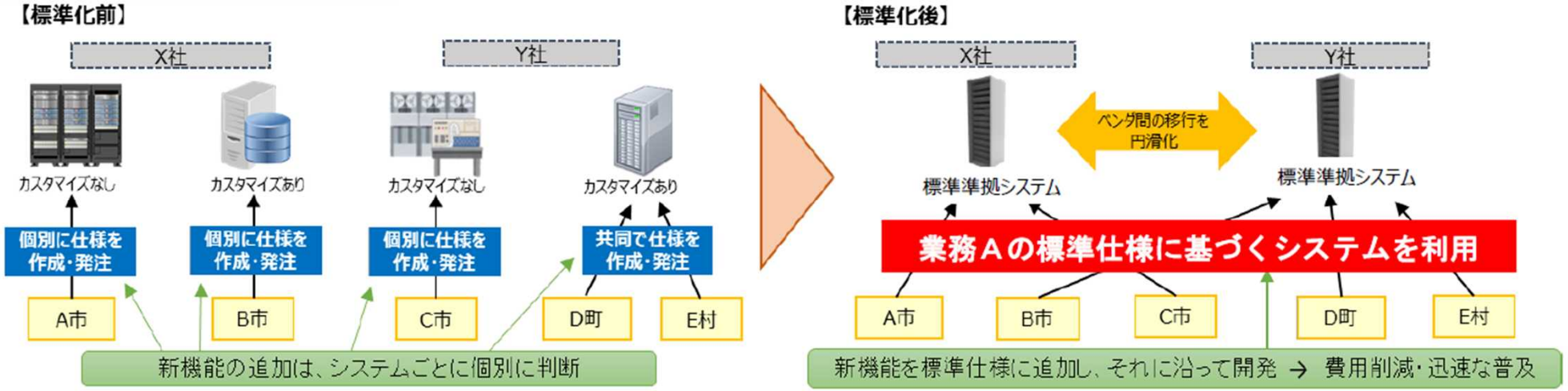


（出典）デジタル庁「公共サービスメッシュ（自治体内の情報活用）の概要」

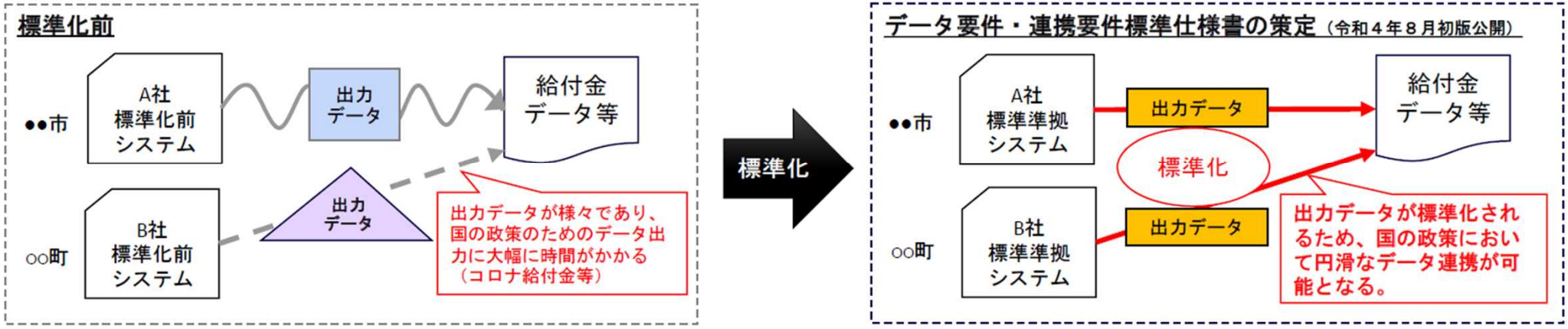
データ連携に向けた取組③：地方公共団体情報システムの標準化

○　地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと等を理由に**地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第40号）が成立**。

【情報システム標準化のイメージ】



【データ要件等の標準化によって期待される効果】



（出典）デジタル庁「自治体情報システムの標準化におけるデータ要件・連携要件の対応について」

データ連携に向けた取組③：地方公共団体情報システムの標準化

○　地方公共団体のシステム毎に異なるデータの持ち方や連携項目が標準仕様書により統一され、**従来よりも円滑なデータ移行及びデータ連携が可能となる。**

【データ要件・連携要件の標準化のイメージ】

■標準化前

A社 連携項目

住民番号	履歴番号	氏名	生年月日	性別	住民区分	異動日	住民種別
1234567890	1	行政　花子	3600707	女	住登者	20240301	日本人

B社 連携項目

宛名番号	履歴番号	氏名	異動日	性別	生年月日	生年月日元号	世帯番号	住民種別
1234567890	1	行政花子	20240301	2	19850707	昭和	9876543	住登者

同じ意味だが データ項目名が異なる

データの持ち方が 異なる

連携データ項目に 違いがある

■データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和４年８月初版公開）

連携項目の標準化

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住民種別	住民状態	異動年月日	氏名	性別	生年月日_元号	生年月日
1234567890	1	9876543	1	1	2024-03-01	行政　花子	2	3	1985-07-07
			「日本人住民」の意	「住登者」の意			「女」の意	「昭和」の意	

システム毎に異なるデータの持ち方や連携項目を一意にすることで、従来よりも円滑なデータ移行及びデータ連携が可能へ

（出典）デジタル庁「自治体情報システムの標準化におけるデータ要件・連携要件の対応について」

データ連携に向けた取組④：自治体におけるプッシュ型支援

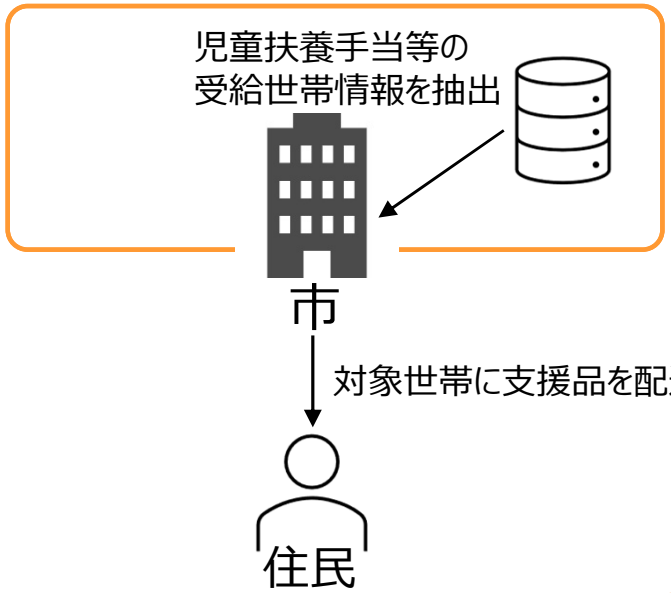
○　自治体の中には、庁内の個人情報を利用して、住民本人へのアプローチ（プッシュ型支援等）を行う取組が行われている。

食料品等のプッシュ型支援

○「児童扶養手当受給者等支援事業（R8）」（坂戸市）

- 子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当等の世帯を対象に、住民からの申請を待たずにプッシュ型で支援品を配送する事業を実施。
- 児童扶養手当等の世帯情報の利用に当たっては、個情法69条２項２号の「相当の理由」に該当すると整理。

（イメージ）



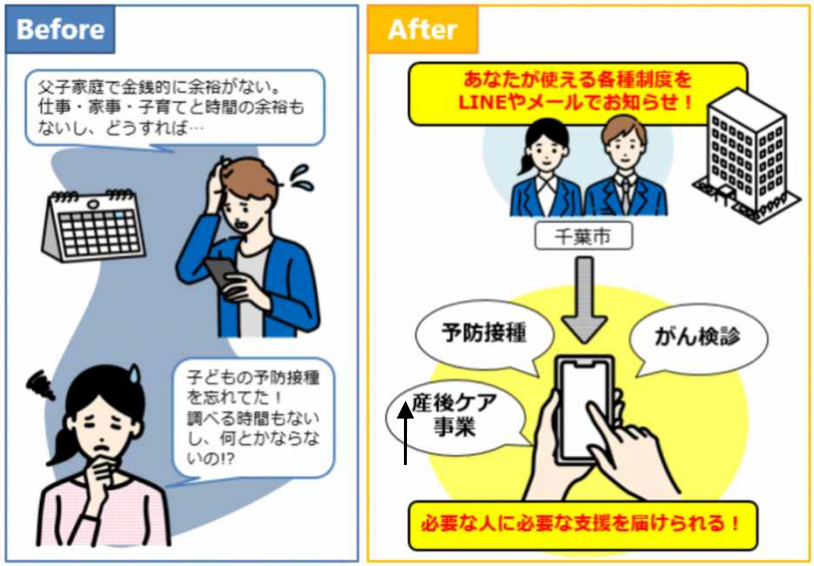
（出典）坂戸市HP、一部事務局作成

制度等のプッシュ型通知

○「あなたが使える制度お知らせサービス」（千葉市）

- 市が保有する市民情報を活用し、各種手当や健康診査などの対象となる可能性のある住民に対し、LINEのメッセージやメールでお知らせするもの。
- 市民情報の利用に当たっては、登録申請及び個情法69条２項１号に基づく「個別の同意」を得た上で実施。

（イメージ）

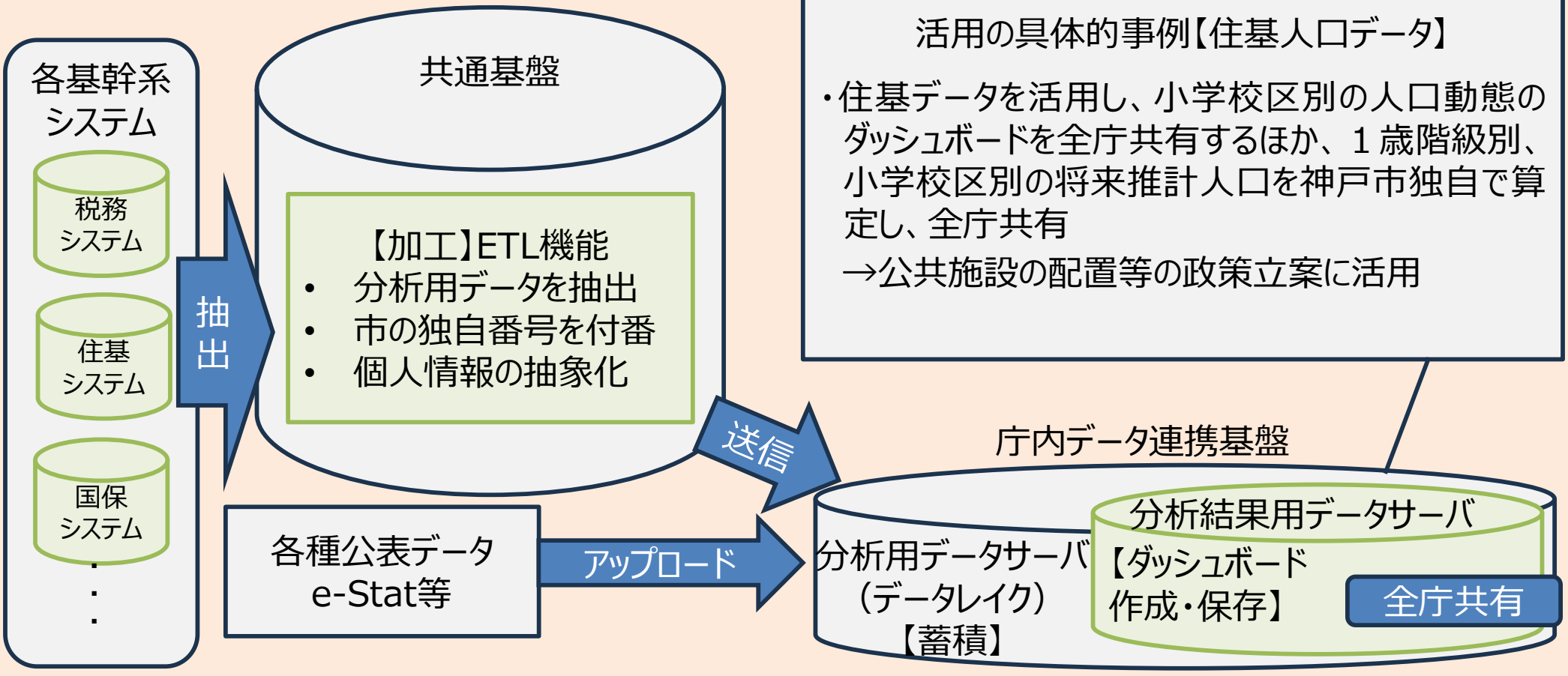


（出典）千葉市HP

データ連携に向けた取組⑤：自治体におけるEBPM型のデータ活用

○ 神戸市において、庁内データ連携基盤を活用したデータ利活用の取組が行われている。
○ 具体的には、
① 各基幹系システムから行政データを抽出し、個人情報を抽象加工した上で、分析用データサーバに蓄積。
② 抽象加工後のデータをダッシュボードとして可視化。職員が当該ダッシュボードを政策立案に活用。

データ利活用のフロー

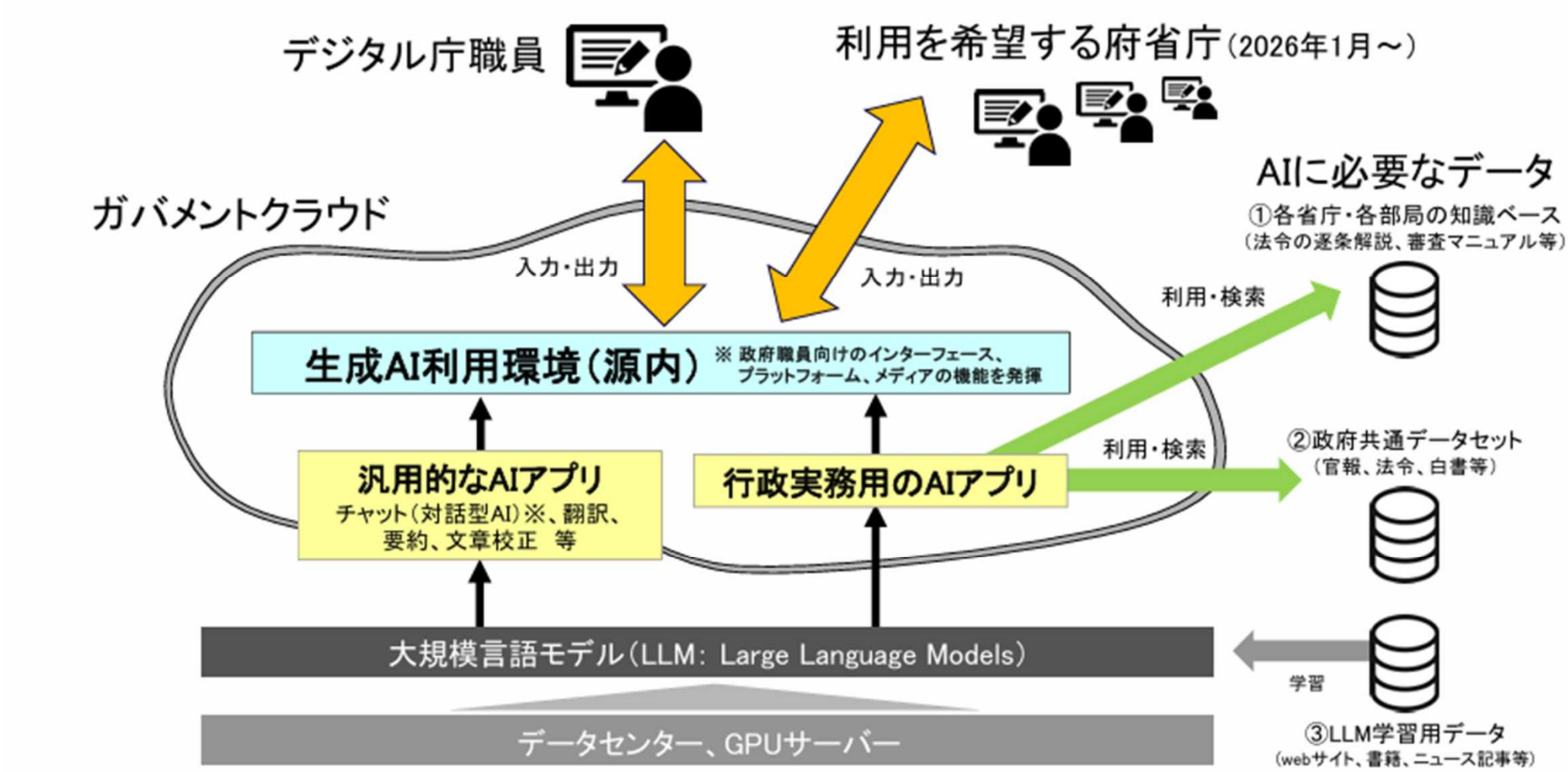


（出典）神戸市HP「神戸市：EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の推進」、神戸市企画調整局「スマートシティサミット in 神戸　神戸市のデータ利活用（概要編）」

国の行政機関における生成AIの利活用

○　デジタル庁は、政府自らが先導的にAIを利活用するため、**生成AI利用環境「源内」**を各府省庁に展開し、実装を進めている。令和８年度中には、全府省庁約18万人の政府職員が生成AIを利用可能とする予定。

【政府における生成AI利用環境（源内）の概要】



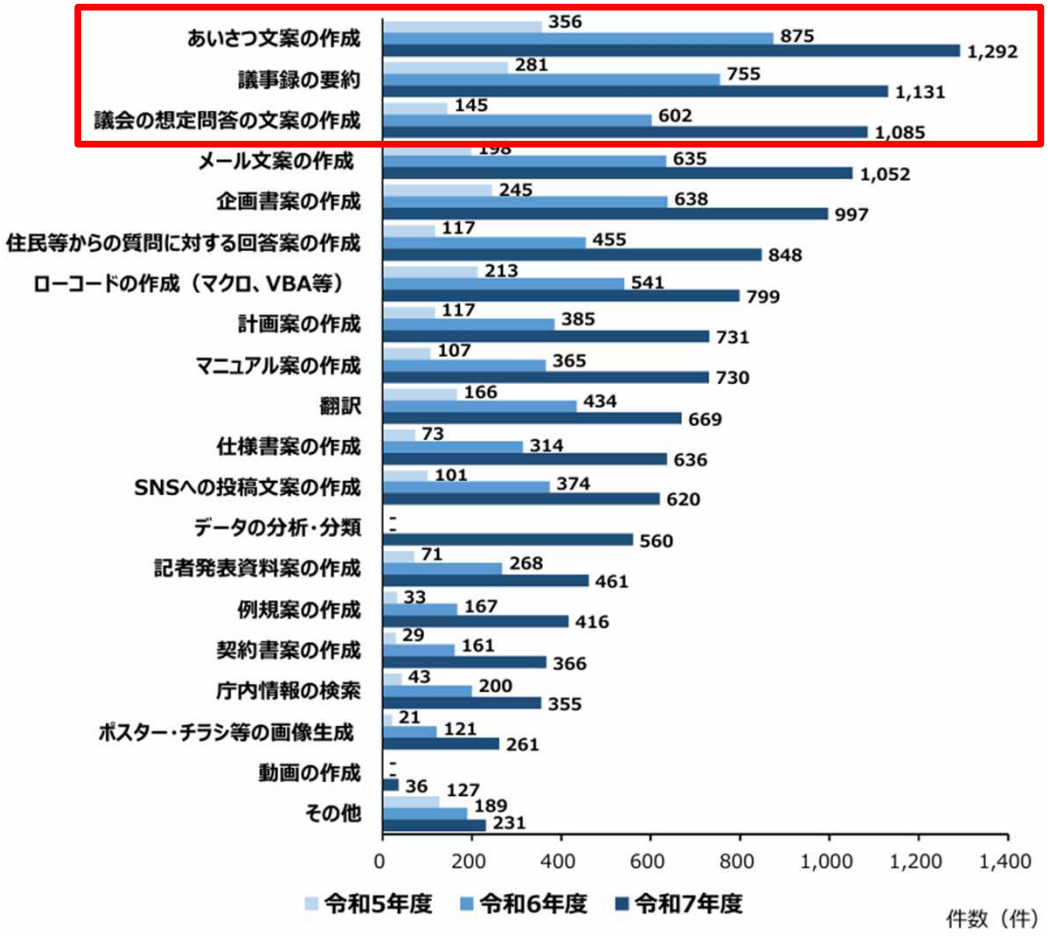
※　2025年11月時点ではAWS社のNova Lite、Anthropic社のClaude4.5 Haiku、Claude4.5 Sonnetの3モデルから職員が選択可能

（出典）第２回先進的AI利活用アドバイザリーボード「資料２　ガバメントAIの取組について」

地方公共団体における生成AIの活用事例と課題

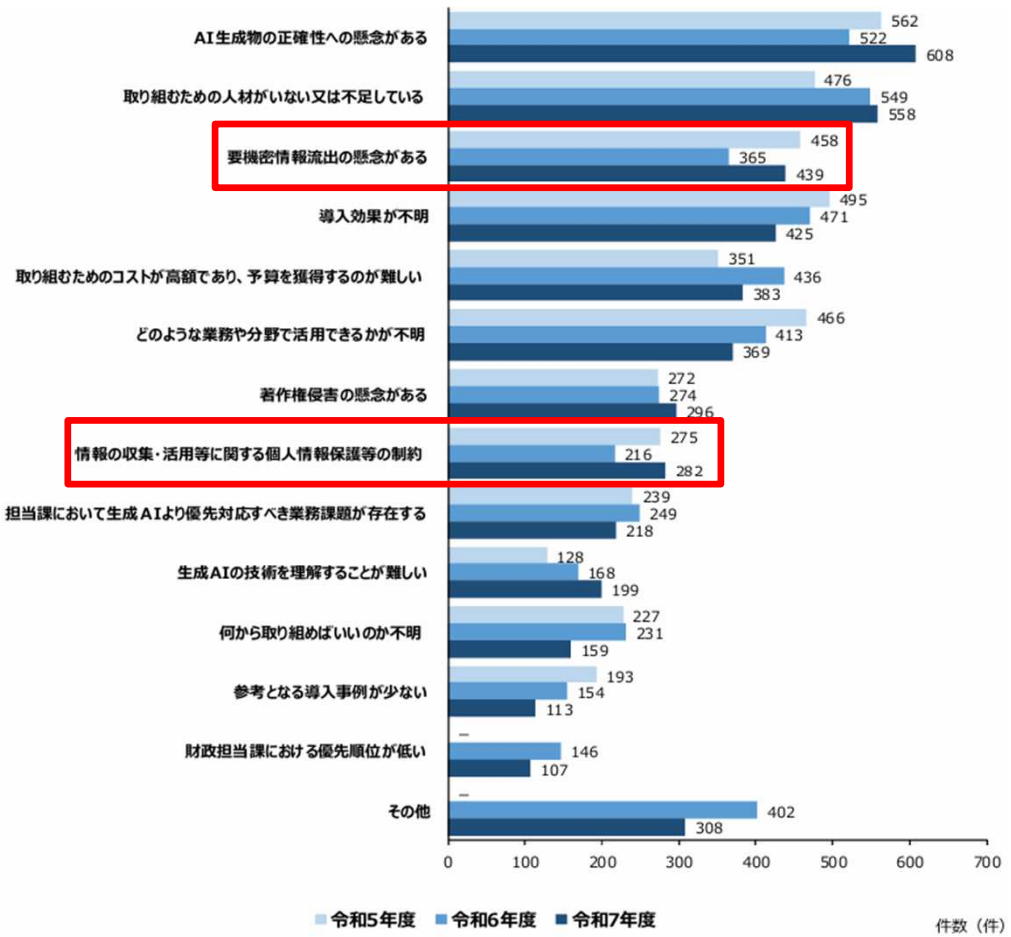
○　地方公共団体における生成AIの活用事例は、「あいさつ文案の作成」や「議事録の要約」、「議会の想定問答の文案の作成」等の業務が多い。一方で、一部の団体で、生成AI導入の課題として「要機密情報流出の懸念がある」や**「情報の収集・活用等に関する個人情報保護等の制約」**を理由に挙げている。

【自治体における生成AIの具体的活用事例】



※ 「導入済」「実証中」「導入予定」と回答した団体を対象に調査し、回答があった各自治体からの複数回答を取りまとめたもの。

【自治体における生成AI導入の課題】



※　全団体を対象に調査し、回答があった各自治体からの複数回答（３つ以内で複数回答可）をとりまとめたもの。

（出典）総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和7年10月31日現在・令和６年12月31日現在・令和5年12月31日現在）

行政機関等における生成AI利用に係る具体的な課題等

○ 行政機関等における生成AIの利用について、個人情報の取扱いに係る以下のような要望や課題が指摘されている。

経済団体

○ 個人情報保護法のガイドライン（行政機関等編を含む）…等において、**生成AIの利用形態（パブリック／プライベート、RAGの有無等）に応じた個人情報取扱い**及びセキュリティ要件を整理した政府横断的な**判断基準を明確化すべき**である。

特に、外部ネットワークから隔離されたプライベートクラウド又はオンプレミス環境において、一定の安全管理措置（アクセス制御、監査ログ、学習防止措置等）を満たす場合には、個人情報を生成AIで処理できる場合と、匿名化・マスキング等が必要となる場合の判断基準を明確化すべきである。

これにより、行政機関において、個人情報を含む行政データを生成AIで取り扱う際の判断基準が明確となり、相談対応やオンライン照会等、幅広い行政事務における生成AIの安全な活用が進めやすくなる。

一般社団法人日本経済団体連合会　2026年度規制改革要望（一部抜粋）

地方公共団体

○ 生成AIの導入にあたっては、接続形態やデータの格納方法により、①約款ベースのインターネット接続型、②相対契約によるインターネット接続型、③LGWAN接続型、④組織内閉域型の４つのモデルが想定される。また、クラウドLLMか、ローカルLLMかの選択肢も存在する。

○ これらの導入モデルは、それぞれセキュリティレベルが異なるが、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、個人情報/機密情報の取扱可否がパブリッククラウドサービスとしての取り扱い等に包含されており、各導入モデルに応じて許容すべき個人情報/機密情報の取扱範囲が十分に整理されていない。

○ 自治体が安心してAIを導入・活用するためにも、**各導入モデルに応じて許容可能な個人情報/機密情報の取扱範囲を、国がより具体的に明示することが有用ではないか。**

総務省「自治体AIトランスフォーメーション研究会」第２回(R8.9.7)神戸市提出資料（一部抜粋）

その他団体

○ **個人情報を取り扱う業務も生成AIが担えれば、更なる業務効率化につながる**と考えているが、そのためには、**セキュアかつ閉じた領域でデータの流れが完結する環境の整備が必要**なのではないか。

○ 個人情報の入力が可能になれば、アンケートなどを分析する際に**個人情報を除く作業が不要**になり、また、読み込めるデータが増える可能性はある。しかし、**どのくらいのニーズがあるかは不明**である。

○ インターネット上に存在するサービスを使用するため、**個人情報や機密情報を誤って入力してしまうリスクがある**のではないか。職員のデジタルリテラシーの観点から懸念がある。

総務省「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」第２回(R7.3.5)資料（一部抜粋）

【参考】生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について（令和５年６月）

○　行政機関等における生成AIの利用について、令和5年6月、個人情報保護委員会は注意喚起を発出。
○　生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する際には、当該個人情報の取扱いに関して十分に確認・留意することを促している。

「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」（R5.6.2 個人情報保護委員会）・抜粋

（２）行政機関等における注意点

① 行政機関等が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、**特定された当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認**すること。

② 行政機関等が、生成AIサービスに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報が当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は**個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性**がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該**生成AIサービスを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利用しないこと等を十分に確認**すること。

【参考】行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン2.0版（令和８年６月）

○　令和８年６月、デジタル社会推進会議幹事会は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン2.0版」を決定。
○　政府職員による生成AIシステムの調達・利活用において、各種法令・ガイドラインに加え、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」、「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」等の個人情報保護に係る規律を遵守することが必要とされている。

	主な記載
入力時可否等の確認	生成AIシステムに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、事前に当該生成AIシステムへの入力の可否を確認の上、当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利活用又は提供であることを十分に確認すること（判断がつかない場合は個人情報を含まないプロンプトとする。）。
目的外利用（機械学習）の禁止	行政機関等が、生成AIシステムに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報が当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は「個人情報保護法」の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成AIシステムを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利活用しないこと等を十分に確認すること。
漏えいの防止	生成AIシステムにおける個人情報の適切な取扱いと、プライバシーの保護が図られるよう対策していること。（対策例：RAG※を利用した生成AIシステムを利用し、RAGによる検索先に個人に関する情報が含まれる場合、不適切な個人情報の出力を制御できる仕組みを具備する。）
権限の管理	企画者は、生成AIシステムにおいても、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、権限管理を適切に実施する観点から、取り扱う情報の格付及び取扱制限等に従い、権限を有する者のみがアクセス制御の設定等を行うことができる機能を設けておくことが求められる（生成AI固有のリスクとして、当該生成AIシステムが要機密情報又は個人情報を扱う場合で、入力が学習される設定となっている場合に、入力者以外にも漏洩するリスクへの対処が必要）。

※　Retrieval-Augmented Generation の略であり、外部のデータベースから取得した知識に基づいてLLM に回答を生成させることで、知識に即した回答がなされるようにしたり、ファインチューニングを経ず知識を拡張可能したりする手法（出典：AIプロダクト品質保証コンソーシアム「AIプロダクト品質保証ガイドライン 2025.04 版」P.10-2）

【参考】AI事業者ガイドライン（令和８年３月）

○　令和６年４月、総務省・経産省は、「AI事業者ガイドライン1.0版」を策定・公表。AIを活用する事業者（政府・自治体等の公的機関を含む）を対象に、AIガバナンスの統一的な指針として、AI開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を提示。令和８年３月に1.2版として更新。
○　本ガイドラインにおける個人情報保護に係る記載は以下のとおり。
○　「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン2.0版」（令和８年６月）においても、本ガイドラインの遵守が必要と位置づけられている。

	共通の指針	「共通の指針」に加えて主体毎に重要となる事項		
		AI開発者	AI提供者	AI利用者
4）プライバシー保護	①AIシステム・サービス全般におけるプライバシーの保護 ○個人情報保護法等の関連法令の遵守、各主体のプライバシーポリシーの策定・公表等により、社会的文脈及び人々の合理的な期待を踏まえ、ステークホルダーのプライバシーが尊重され、保護されるよう、その重要性に応じた対応を取る ○以下の事項を考慮しつつ、プライバシー保護のための対応策を検討する ・ 個人情報保護法にもとづいた対応の確保 ・ 国際的な個人データ保護の原則及び基準の参照	●データ前処理時 i. 適切なデータの学習（D-2） ○プライバシー・バイ・デザイン等を通じて、学習時のデータについて、適正に収集するとともに、第三者の個人情報、知的財産権に留意が必要なもの等が含まれている場合には、法令に従って適切に扱うことを、AIのライフサイクル全体を通じて確保する	●AIシステム実装時 i. プライバシー保護のための仕組み及び対策の導入 ○AIシステムの実装の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし適切に個人情報へのアクセスを管理・制限する仕組みの導入等のプライバシー保護のための対策を講ずる ●AIシステム・サービス提供時 i.AI利用者への「共有の指針」の対応状況の説明 ○AI利用者に適正利用を促し、以下の情報をAI利用者に提供する ・個人情報を入力する際の留意点 ○提供するAIシステム・サービスへの個人情報の不適切入力について注意喚起する	●AIシステム・サービス利用時 i. 個人情報の不適切入力及び プライバシー侵害への対策 ○AIシステム・サービスへ個人情報を不適切に入力することがないよう注意を払う ○AIシステム・サービスにおけるプライバシー侵害に関して適宜情報収集し、防止を検討する

【参考】地方公共団体におけるクラウドサービス利用と個人情報の取扱いについて

○　各地方公共団体のセキュリティ対策の指針として策定されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和８年３月改定、総務省）において、利用可能なパブリッククラウドサービスは以下のとおり整理されており、自治体機密性３B以下の情報資産について、一定の要件のもと、パブリッククラウド等の利用が可能。

国	自治体	情報資産	パブリッククラウドサービスの範囲
機密性３	自治体機密性３Ａ	極秘文書：秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書 秘文書：極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする（なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている）
機密性２	自治体機密性３Ｂ	データベースや台帳形式になった住民情報を含む個人情報ファイル及びこれに準ずる情報（住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、生活保護システム、農業委員会台帳システム、貸付金償還システム等に保存される住民の個人情報）	ISMAP※登録サービスは利用可（アクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要） 注）自治体機密性３C情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、β'モデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取り扱いが可能
	自治体機密性３Ｃ	・職員としての属性に基づく個人情報 ・オンライン申請の処理等により、システム処理上一時的にインターネット上に保管されるデータ ・文書管理システムの決裁文書として保存されている個人情報 ・施設設計情報や入札予定価格など非公開情報	
	自治体機密性２	・政策検討に関する情報	可（アクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要）
機密性１	自治体機密性１	・公表された情報 ・将来公表する予定の文書（白書の案等）	可

※　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

（出典）総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

AIエージェント

○　AIエージェントの活用による業務効率化、住民サービスの利便性向上に向けた取組・検討が進みつつある。
○　総務省の研究会では、AIエージェントの類型として①あらかじめ設定された手順に従うワークフロー型、②あらかじめ設定された手順は無く、自らが手順を決めて実行まで行う自律型、が示されている。
○　ワークフロー型は特定の定型業務の枠内で処理が進行すると考えられる一方、自律型は業務横断的な対応が必要な業務への導入が想定され、個人情報保護法上の利用目的規律との関係や適正なガバナンスの在り方が今後の論点になると考えられる。

（イメージ）

ワークフロー型AIエージェント

定型業務（例：申請処理）

住民・職員が申請

↓

事前設定
- ①形式確認（申請内容の計算ミス、添付漏れ等を確認）
- ②内容確認（内部規則等のルールへの適合を確認）
- ③決裁準備（ルート作成と決裁者への連絡）

自律型AIエージェント

定型・非定型業務組み合わせ

（例：横断的な業務処理）

住民が転居先を自治体のAIエージェントに入力し、関係するあらゆる手続の処理を依頼

↓

AIエージェントオーケストレーターが自ら手順を決め、実行
- ○　必要な手続の特定
- ○　処理順序の決定
- ○　複数システムを操作・実行
- ○　処理完了を通知

※　AIエージェントの分類方法については、自律性の程度、実行権限の有無等、様々な観点が考えられるが、本資料ではワークフローの有無を軸として整理している。
※　AIエージェントオーケストレーターは各AIエージェントを統合・制御する役割を担う存在であり、サービスによっては名称が異なる。

（出典）第１回地方自治体におけるAIトランスフォーメーションに関する研究会「資料２-２　事務局提出資料」